

個人情報保護条例の一部改正素案への意見募集に対する意見の要旨と市の見解・対応

実施期間：平成27年6月15日(月)～平成27年7月6日(月)

集計結果：意見提出者 5名／意見項目数 10件

No.	意見の要旨	見解・対応	反映
中間答申に関するご意見			
1	審議会中間答申がどれ程専門的検討をなされているのか分からない。かなり専門性の高い分野なので、ITに詳しい弁護士等の意見を聴いているのか。	審議会の委員の中には情報システムや情報セキュリティに関する専門知識を有する委員がいるため、ITの専門的知識を有する方などからの意見聴取は行っていません。また、条例素案を作成するに当たり、担当者が専門家による助言を受け、参考にしています。	
条例素案第39条の2に関するご意見			
2	条例素案第39条の2の情報漏えい時の対応に関して、漏えいを原因として市民に経済的損失(場合により精神的損失)が発生した場合の補償についての規定がない。実施機関としての責任範囲を明確化する規定は必要だと思う。	漏えい事故等に関する補償については、事例により、その責任の所在、補償すべき金額等が変わってくるため、条例で規定はしません。一般法の規定に従い、個別に対応することとなります。	
3	<p>国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例第14条では、第10条の規定による不当取得者等に対する調査や第12条の規定による関係機関の調査等により、所定の対応を行った場合、発生した事象について、「本人に対して通知し、又は公表しなければならない」とされている。これらの条文から考えると、素案の実施機関に限る規定は矛盾しているといえるし、せつかく市民の個人情報を守るために定められた規範から後退するものといえる。</p> <p>以上の点から、条例素案第39条の2の条文の「実施機関の保有する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に」は、「実施機関の保有する個人情報の漏えい等の事故が国立市、国、都道府県、区市町村、指定情報処理機関その他の関係機関で発生した場合に」と限定を解くことを求める。(同様のご意見他1件)</p>	<p>本人通知等については、現行条例第12条第4項の規定に基づく調査等により漏えい等の事実が明らかになり、かつ、本人を特定できた場合で、必要と認めるときは、本人への通知等を行うものとする規定を設けます。</p> <p>なお、特定個人情報の取扱いに関しては、番号法において、第三者機関である特定個人情報保護委員会による立入検査等の権限が定められています。</p>	○

No.	意見の要旨	見解・対応	反映
4	<p>番号法第9条1項にある行政機関、地方公共団体、独立行政法人その他及びその委託を受けた者が個人情報を利用でき、番号法19条の別表第2の事務を行う機関が特定個人情報の提供を受けることができるが、これらのいずれから市民の個人情報が漏えいした時にも、「実施機関の保有する個人情報」の規定で本人に対して通知し、又は公表されるのか。そのような規定にしてほしい。</p>	<p>「実施機関の保有する個人情報」とは、現行条例第2条第2号に規定する実施機関が管理・保管している個人情報をいい、条例素案では、それ以外の機関からの情報漏えいについては通知、公表の対象に含んでいません。</p> <p>本人通知等については、現行条例第12条第4項の規定に基づく調査等により漏えい等の事実が明らかになり、かつ、本人を特定できた場合で、必要と認めるときは、本人への通知等を行うものとする規定を設けます。</p>	○
5	<p>個人情報審議会中間答申の論点(5)に関して、具体的かつ効果的な対策を検討してほしい。</p>	<p>本人通知等については、現行条例第12条第4項の規定に基づく調査等により漏えい等の事実が明らかになり、かつ、本人を特定できた場合で、必要と認めるときは、本人への通知等を行うものとする規定を設けます。</p>	○
マイナンバー制度に対するご意見			
6	<p>年金機構の重大な漏えい事件の実態は、いまだはっきりと把握されてはいない。漏えい事件がなぜ起きたのか、その原因や、何の情報がどこまで漏えいしたのか、その範囲や程度などが明確になるまで、再発を防止することはできないと思う。また、同じ特定個人情報保護評価を行っ ていながら、年金機構はダメで、他の機関は大丈夫という保証はない。この状況で、マイナンバーの実施についての業務が進められることには、市民として大きな抵抗を感じる。</p>	<p>マイナンバー制度に対するご意見として承ります。</p> <p>なお、年金機構の漏えい事件につきましては、厚生労働省「日本年金機構不正アクセス事案検証委員会」で検証中です。</p> <p>また、地方公共団体のPIA（特定個人情報保護評価）（※）は、特定個人情報保護委員会が必要に応じて、その内容を精査し、適合性及び妥当性について確認することとなっています。</p>	

(※) P I A（特定個人情報保護評価）：特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関して行う評価

No.	意見の要旨	見解・対応	反映
7	<p>年金機構の情報漏えい問題もあり個人情報に本人の承諾もなく社会保険、年金などの様々な分野で利用されていくことに不安を感じる。現在、マイナンバー制度が地方自治体の準備が整わないうちに施行実施されようとしているが、個人情報の漏えい問題、不正取得、不正利用が心配される。国立市として具体的対策ができるまでマイナンバーの実施は延期してもらいたい。</p> <p>国立市民の情報漏えい等があった場合、このシステムとの接続を中断できるように条例などの具体的法整備をしてもらいたい。</p>	<p>前段について、法施行日までに特定個人情報の適正な取扱いができるよう準備を進めています。国立市として、マイナンバーの実施を延期する考えはありません。</p> <p>後段について、「このシステム」が明確ではありませんが、仮に情報提供ネットワークシステムであった場合、他機関から特定個人情報の提供の求めがあったときには、提供の義務があります。また、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応は、特定個人情報保護委員会が定める予定となっています。そのため、国立市独自の判断により「システムとの接続を中断」することはできませんので、そのような規定を設ける予定はありません。</p>	
その他のご意見			
8	<p>この条例（案）は、個人番号の利用拡大の改正案が成立・実施された後も、改正される予定はないのか。</p>	<p>内容をよく検討し、必要があれば改正を行います。</p>	
9	<p>第24条、第25条で「利用停止請求等を認めない。」としているが、2015年3月議会の総務文教委員会の席上で、佐藤市長は、「個人情報の漏洩があった場合、周辺自治体とも協議して停止も含めた対策を考える」と答弁している。これについても条例に反映されることを求める。</p>	<p>第24条及び第25条は、「情報提供等記録」について、削除請求及び利用停止請求を認めないと規定しています。「情報提供等記録」はシステム上自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求等を認めていません。番号法に基づく対応であるため、変更はできません。</p> <p>なお、平成27年（2015年）3月16日開催の総務文教委員会記録において、左記のような答弁は確認できませんでした。</p>	
10	<p>個人情報ファイルの作成（第11条）、電子計算組織の結合等の禁止（第12条）、提供先への訂正の通知（第23条の2第1項）については妥当と考える。</p>	<p>個人情報の保護、本人の権利利益の保護に資するため、規定の見直し等を行いました。</p>	